町田市に浄化槽を設置する上での留意点

❖ 浄化槽に関する手続きをされる事業者の方へ

この手続きは非常に重要です。浄化槽関係事業者の方は、浄化槽のプロとして、浄化槽管理者に対して、適正な手続きや使用方法等をアドバイスするようご協力をお願いします。

❖ 高度処理型浄化槽の設置について

東京湾での赤潮の発生など富栄養化を防ぐため、東京湾に流れ込む河川地域にお住まいの 方には、窒素やりんを除去できる高度処理型浄化槽(「東京都生活排水対策指導要綱 別表第 1」次頁)を設置していただいています。東京湾をきれいにするためにぜひ守ってください。

❖ 浄化槽の設置工事について

浄化槽の設置工事は必ず都知事への登録・届出を行っている工事業者に依頼してください。 工事業者については、下記問い合わせ先に確認してください。

問い合わせ先

東京都都市整備局市街地建築部建設業課事務係 電話 03-5388-3352

❖ 浄化槽放流水の地下浸透について

東京都では、浄化槽放流水の地下浸透を原則禁止しております。しかし、浄化槽の設置場所の近くに、放流できる水路や側溝等がない場所では、「東京都合併処理浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱」に適合する条件での浄化槽の地下浸透を認めています。

地下水が汚染されることを防ぐため、この要綱に基づく適正な手続きを行ってください。

なお、浄化槽の放流水を地下浸透する場合、水路や側溝等に放流する場合と設置基準等が 異なります。また、東京都と事前に協議を行い、事前協議確認書の交付を受ける必要があります。 詳細については、下記問い合わせ先に確認してください。

問い合わせ先

東京都多摩環境事務所 環境改善課 水質係 電話 042-525-4771(直通)



じょうかそうくん

❖ 東京都生活排水対策指導要綱 別表第1

	地域	処理対象 人 員	構造	処理能力(mg/ℓ)			
				BOD	COD	T-N	Т-Р
						(全窒素)	(全リン)
境丿	総量規		建設省告示※2第1第三号に基づく				
	制に係る	50 人以下	構造を有するもの、またはこれと同	20		20	
	指定地		等以上の効力を有するものとして	20		20	
	域※1		国土交通大臣の認定を受けたもの				
	\wedge		建設省告示第9に基づく構造を有				
		51 人から	するもの、またはこれと同等以上の	10	15	20	1
	市の内、	200 人	効力を有するものとして国土交通	10	1.0	20	1
	川流域を		大臣の認定を受けたもの				
	地域		建設省告示第 11 に基づく構造を				
		201 人	有するもの、またはこれと同等以上	10**3	15	10	1
		以上	の効力を有するものとして国土交	10	10	10	1
			通大臣の認定を受けたもの				
	その他の		建設省告示第1第一号、第二号、				
	地域		第三号に基づく構造を有するも				
	\wedge	50 人以下	の、またはこれと同等以上の効力	20	_	_	_
		\	を有するものとして国土交通大臣				
境丿	日市の内、		の認定を受けたもの				
	川流域の		建設省告示第6に基づく構造を有				
<u>地</u> 垣	<u>k</u>	51 人以上	するもの、またはこれと同等以上の	20	30	_	_
			効力を有するものとして国土交通				
			大臣の認定を受けたもの				

- ※1 総量規制に係る指定地域とは、水質汚濁防止法施行令別表第2第一号ハに掲げる区域をい う。
- ※2 建設省告示とは、昭和55年建設省第1292号をいう。
- ※3 総量規制に係る指定地域における 201 人以上の浄化槽にあっては、併せて放流水のBOD 平均目標 $5~mg/\ell$ も基準とする。

東京都における総量規制地域

東京湾に流入する河川流域 (東京都全域) ただし、島しょ及び町田市の一部 (境川流域)を除く

